

第一回國會 衆議院 農林委員會 會議錄 第六十一号

昭和二十二年十二月九日(火曜日)
午後十時三十七分開議

出席委員

委員長 野澤 勝君
理事 大島 義晴君 理事 鈴木 強平君
理事 寺島 隆太郎君 理事 岩本 信行君
理事 森 幸太郎君 理事 萩原 壽雄君
理事 北 二郎君

清澤 俊英君 黒田 壽男君
成瀬 喜五郎君 野上 健次君
細野 三千雄君 水野 実郎君
小野 瀬忠兵衛君 小林 運美君
佐々木 秀世君 志賀 健次郎君
關根 久藏君 國司 安正君
寺本 齋君 中垣 國男君
中島 茂喜君 堀川 恭平君
八木 一郎君 大石 倫治君
小川 原政信君 佐瀬 昌三君
重富 卓君 田口 助太郎君
野原 正勝君 松野 頼三君
梁井 淳二君 山村 新治郎君

出席政府委員

農林政務次官 井上 良次君
農林次官 笹山 茂太郎君
農林事務官 山添 利作君
農林事務官 三堀 參郎君
農林事務官 遠藤 三郎君
委員外の出席者
専門調査員 片山 徳次君
専門調査員 岩隈 博君

十二月七日
食糧配給公團設置反對の陳情書(福岡縣福岡市全國食糧管理團從業員組合連合會九州支部)(第七四四號)

第一類第九号

農林委員會會議錄 第六十一号 昭和二十二年十二月九日

木材の配給に關する陳情書(中國地方自治協會會長廣島縣知事楠瀬常猪外四名)(第七四八號)

治山に關する陳情書(中國地方自治協會會長廣島縣知事楠瀬常猪外四名)(第七五〇號)

薪炭配給に關する陳情書(中國地方自治協會會長廣島縣知事楠瀬常猪外四名)(第七五一號)

農業技術指導農場の整備擴充に關する陳情書外五名(兵庫縣姫路市御立永井廣一外百六十四名)(第七五五號)

産米、甘藷價格に關する陳情書(山口縣農業技術員協會委員長重富卓)(第七六〇號)

を本委員會に送付された。
本日の會議に付した事件
食料品配給公團法案(内閣提出)(第九號)

油糧配給公團法案(内閣提出)(第一〇號)
飼料配給公團法案(内閣提出)(第二七號)

臨時農業生産調整法案(内閣提出)(第五五號)
食糧管理法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第一三八號)

○野澤委員長 會議を開きます。
これより食料品配給公團法案、油糧配給公團法案及び飼料配給公團法案及び食糧管理法の一部を改正する法律案の各案を一括議題とし、討論にはいります。討論は通告順によつてこれを許

します。社會黨成瀬君。
「委員長定数がない。」「委員長定数がないぢやないか」「今まであつたよ」と呼び、その他發言する者、離席する者多く議場騒然)

○野澤委員長 是れ……。
〔發言する者、離席する者多く議場騒然)〕

○野澤委員長 發言を中止いたしました。——〔發言する者あり〕やりましたえ、〔發言する者あり〕どん／＼やりましたえ。

○成瀬委員 食料品配給公團法案、油糧配給公團法案及び飼料配給公團法案の各案を、それ／＼次のように修正するところの、この修正案により——次の修正案によりまして、そうして本修正案を採擇せられんことを望むのであります。それは第六條第二項中「内務大臣及び大藏大臣」を「主務大臣」と改める。第三十條「この法律は公布の日からこれを施行する。」

以上であります。
なお各種公團法案及び食糧法の一部改正法律案に對し、附帶決議案を、この際採擇せられんことを望むのであります。その案といたしましては、政府提出にかかわる各種公團法案及び食糧法の一部改正法律案は、獨占禁止法並びに臨時物資供給調整法の精神に立脚し、かつ流通秩序の確立を期するた

め、その成立の必要を認むるも、その運営にあたり官僚獨善の弊害を助長するおそれがある。よつて各省はこの各案に對し、それ／＼運営のための民主

的な諮問委員會を設置し、その弊害を防止するの措置を講ずべし。
以上であります。どうか以上の案に對しまして、本會は採擇せられんことを望む次第であります。

〔定足数がないぢやないか〕開會のときにはあつた」と呼び、その他發言する者多し〕

○野澤委員長 次は民主黨代表鈴木強平君。
〔定足数がない〕開會のときにあつた」「今ない」と呼び、その他發言する者多し〕

○鈴木(強)委員 上程されております四つの法案につきましては、われわれはいつも法律をつくるときに、日本の國家はいかなるころに向くか、かような見地から法律をつくるべきであらうと思ふ。今回の公團法につきましては、國民の感情、思想にびつたりしておらない。かような觀點からわれわれは三つの公團につきましては、八月三十一日以後三月の間たな上げしてきた。しかしこの問題は日本再建のために緊急やむを得ない、かような事情のもとに、これらの法案を緊急通さなければならぬという觀點から、この問題について、民主黨といたしましては賛意を表するものであります。しかしながら、ただいま社會黨から發議されました本公團法に關する修正意見につきましては、民主黨は納得できませ

ん。原案のままこれを通していただきたい。原案のままこれを通していただきたい。

が民主黨の意見であることを了承願います。同時にただいま社會黨から發議のありました諮問委員會の問題につきましては、民主黨は賛意を表する次第であります。

○野澤委員長 次に國協黨を代表して萩原君。
〔わけがわからぬ〕と呼びその他發言する者、離席する者多く議場騒然)

○野澤委員長 五分間休息します
午後十時五十五分休憩

午後十時四十六分開議
○野澤委員長 開會します。
先ほどの國協黨の萩原君、意見はありませんか。〔發言する者多く議場騒然)〕北君——農民黨北君——發言を許しました。

○北委員 私はこの問題に對しまして、まだ質疑が繼續中でありまして、これから質疑を申し上げます。

○野澤委員長 質疑は許しません。
○北委員 そんなことはない。——そんなばかな話がどこにある。

○野澤委員長 討論をやつております。〔何を言つておるのだ〕はつきり言つてくれ〕と呼びその他發言する者多し〕討論にはいつておる。

○北委員 質問を繼續しておる。
〔質疑は打切りになつた〕「發言中」と呼び、その他發言する者多

〔議場騒然〕

○野溝委員長 いま一應申し上げま
す。委員長はすでに食料品配給公團法
案並びに油糧配給公團法案及び飼料配
給公團法案及び食糧管理法の一部を改
正する法律案の各案を一括して議題と
いたしました。

〔發言を許したではないか〕と呼び
その他發言する者多し〕動議が出まし
て質疑を打切つて討論に移ることにな
つております。

〔だれが動議を出した〕三つの法
律案は質疑をしておるのだ〕あと
の一つの食糧管理法はまだ質疑
をしていないぢやないか〕と呼び、
その他發言する者、離席する者多
く議場騒然〕

○野溝委員長 お諮りいたします。成
瀬委員より〔發言中だ〕と呼びその
他發言する者多し〕いま一應申し上げ
ます。――いま一應申し上げます。委
員長の……委員長の……

〔傍聴者の發言を禁止してくださ
い。社會黨はどうしたか〕社會
黨はたれも委員がないではない
か〕われ／＼は朝から待つておる
のだ〕朝から待つておるのだぞ〕
委員長承知しないぞ〕定足数を
缺いておるのは與黨ではないか〕
と呼び、その他發言する者多く議
場騒然〕

○野溝委員長 まああわてしやんす
な――いま一應お諮りいたします。ど
うもはつきり委員長の趣旨が徹底しな
いように思ひますので、いま一應あら
ためて申し上げます。

〔北委員〕委員長發言中だぞ。發言
中ぢやないか。〕と呼ぶ
〔北君に發言を許しているぢやな
す。成瀬君。〕

いか〕と呼びその他發言する者多
く議場騒然〕

〔北委員〕發言中ぢやないか。われ
われは朝からまじめにやつておる
のだ。まじめにやつておるぢやな
いか〕と呼ぶ〕

〔北君に發言を許しているぢやな
いか〕と呼びその他發言する者多
く議場騒然〕

○野溝委員長 いま一應申し上げま
す。御著席してください。發言を許し
ても、それは……

〔北委員〕發言を許しておるぢやな
いか、何を言つておるのだい〕と呼
ぶ〕

〔北君に發言を許しているぢやな
いか〕發言を許しておいてなんだ
い〕と呼び、その他發言する者、
離席する者多し〕

○野溝委員長 著席してください。い
ま一應委員長からお諮りいたします。
〔北委員〕發言中ぢやないか。發言
中ぢやないか。〕と呼ぶ〕

〔發言を禁じたぢやないか〕どこ
に書いてある、見てみる〕この耳
で聞いた〕社會黨の委員どうした
んだい、いないぢやないか〕と呼
ぶ者あり〕

○野溝委員長 お諮りいたします。す
でに……〔委員長、發言中ぢやない
か〕定足数を缺いているぢやないか〕
自分定足数を缺いておつてどうし
たんだ〕と呼ぶ者あり……討論には
つておるのでございますから……〔食
糧管理法はいつていない〕と呼び、
その他發言する者多し〕……もし本案
に對する、討論に對する御意見の發表
がなければ、これより討論に入りま
す。成瀬君。〕

〔發言中ぢやないか〕だめ／＼〕
〔發言中々々々〕そんなばかな話
はない〕と呼び、その他發言する
者多く議場騒然〕

○成瀬委員 ただいま社會黨より修正
案を出しました食料品配給公團法案、
油糧配給公團法案及び飼料配給公團法
案を次のように修正、第六條第二項中
「内務大臣及び大藏大臣」を「主務大臣」
に改める。第三十條「この法律は公布
の日からこれを施行する」以上は撤回
いたします。

○野溝委員長 御異議ありませんか。
〔異議なし〕異議あり〕と呼びそ
の他發言する者多く、離席者多し〕
〔この時速記用紙を奪取する者あ
り、速記不能に陥る〕

○野溝委員長 討論は終局いたしまし
た。これより……
〔この時速記用紙を奪取する者あ
り速記不能に陥る〕
〔離席する者、發言する者多く議場
騒然〕

○野溝委員長 これより各案について
採決いたします。食料品配給公團法
案、油糧配給公團法案及び飼料配給公
團法案の……〔議場騒然離席不能〕……
起立を願います……〔異議あり〕と
呼び、その他發言する者多く聴取不
能〕……多數よつて……〔異議あり〕
と呼びその他發言する者多く聴取不
能〕……起立を願います……多數……
〔異議あり〕と呼びその他發言する者
多く聴取不能〕……よつて……〔異議あ
り〕「ばか」わからぬぞ〕と呼びその他
發言する者多く聴取不能〕……〔あな
た方これが聴えるか〕これがわかるか
い〕そんな速記はいへんだ〕と呼び、
その他發言する者多く聴取不能〕……

〔聴取不能〕……

〔委員長何事か宣告して退席〕
時に午後十時五十八分

〔参照〕

食料品配給公團法案(内閣提出)
油糧配給公團法案(内閣提出)
飼料配給公團法案(内閣提出)
食糧管理法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に關する報告書
(都合により附録に掲載)